

調理師が急性心筋炎を発症して死亡したことにつき、会社及び代表者の責任が認められた事案

La Tortuga (過労死) 事件

第1審 大阪地裁 令和2年2月21日判決(労判1221-47)

第2審 大阪高裁 令和3年3月25日判決(LLI/DB 判例秘書搭載・本判決)



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』(共著・日本法令) など。

本件は、調理師が長時間労働に従事していたところ、ウイルス性急性心筋炎を発症し、その悪化による脳出血によって死亡したことにつき、会社及び代表者の責任が問われた事案である。本判決は、発症と疲労の蓄積等との関係が明確ではない疾病についても、著しい長時間労働の下で発症した経緯から因果関係を認めた点に特徴がある。

1. 事案の概要

1) 当事者等

(1) 訴えた側(1 審原告ら、2 審被控訴人ら)

訴えたのは、死亡したKの妻であるX1、Kの両親であるX2及びX3(以下総じて「Xら」という。)である。

(2) 訴えられた側(1 審被告ら、2 審控訴人ら)

訴えられたのはKが就労していたレストラン(以下「本件レストラン」という。)を経営していた被告会社及び被告会社の代表者であり本件レストランのオーナーシェフであったYである。

2) Xらの請求の根拠

相続人であるXらは、Kは、時間外労働が1カ月約250時間に及ぶ長時間労働に従事し、睡眠時間が毎日5時間未満の状態が続いたことによって急性心筋炎を発症し、その悪化により死亡したとして、被告会社については会社法350条¹⁾又は安全配慮義務違反に基づき、Yに対しては、不法行為又は会社法429条1項²⁾に基づき、損害賠償を請求した³⁾。

3) 事実関係の概要

(1) K(昭和55年生まれ)は、平成21年6月から本件レストランにて調理師として稼働し、平成24年11月23日まで同レストランで調理等の業務を担当していた。

(2) Kが就労していた当時、本件レストランでは、午前8時に従業員が出勤して作業等を開始した後、ランチ後の休憩を挟んで、午前0時～2時頃まで従業員全員が就労していた。

(3) 平成24年11月23日まで1年間のKの1カ月あたりの平均時間外労働時間は、約250時間であった。睡眠時間は、定休日を除き1日5時間以下であることが常態化していた。

(4) Kは、独立して店を開きたいとの希望を持っており、独立準備として休憩時間中に焼き菓子をつくるなどし、平成24年11月11日夜には、著名なシェフのフェアに参加し、翌日の午前3時まで別の店に行くなどしていた。

(5) Kは、同年10月頃から1カ月以上の間に数カ所の口内炎

ができており、市販薬を購入して塗布したが治癒しなかった。

(6) Kは、11月20日に帰宅した際、頭痛や関節痛を訴え22日には症状はさらに悪化した。仕事が繁忙であったことから出勤し、23日にも、Kは休日診療所を受診し、医師から翌日以降病院で血液検査を受けるようにいわれながら、同日は出勤した。

(7) 同日、YはKから医師に検査をした方がよいといわれた旨を聞いたものの休むように指導することはなく、また、Kの体調が相当悪いことに気づいていたものの、Kには食事を出し終えたら帰宅するよう指示したのみであった。

(8) 24日早朝、Kは胸が苦しいといい、C病院にて診察を受け、急性心筋炎と診断され緊急入院となり、26日にはD病院に転院し、劇症型心筋炎により補助人工心臓が装着された。

(9) Kは一旦退院した後再入院し、その後、くも膜下出血、左前頭葉の出血が生じ、同年6月〇日、Kは重篤な合併症である脳出血によって死亡した。

(10) X1は、Kの死亡につき、労災保険法に基づき遺族補償給付を求めたが不支給処分となったため、国に対して同処分の取消を求める行政訴訟を提訴した。1 審はX1の請求を認めたが、控訴審はX1の請求を棄却したことから、X1は最高裁に上告受理申し立てをした。

2. 1審判決の要旨

1 審判決は、争点(1)及び(2)について以下のように述べて、被告会社及びYの責任を認めた⁴⁾。

争点(1) Yの注意義務違反の有無について

「労働者が労働日に長時間に渡り業務に従事する状況が継続するなどして、疲労等が過度に蓄積すると、労働者の健康を損なう危険があるところ…使用者は、…業務の遂行に伴う疲労等が過度に蓄積して労働者の健康をそこなうことがないよう注意する義務を負う⁵⁾」ところ、YはKの長時間労働が長期間に渡っていることに関心を払わず、負担軽減措置を一切講

じなかったのみならず、Kの体調が悪いことを認識しながら深夜まで業務に従事させていたことにつき、Yには注意義務違反がある。

争点(2) Yの注意義務違反とKの死亡との因果関係の有無

「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認する高度の蓋然性を証明することであり、その判定は通常人が疑いを挟まない程度に真実性の確信をもちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りる」¹⁾

YにおいてKの疲労の蓄積を回避するための措置を取っていれば、Kにおいて急性心筋炎を発症するには至らなかった可能性があるし、また、Kが体調不良の状況に陥り、そのことをYにおいて認識した時点において、直ちに休息を命じるなどの対応を取っていたとすれば、Kの症状がより一層悪化するという事態を招くことを回避できた可能性がなかったとはいえない。²⁾

3. 本判決の要旨

本判決は、上記第1審の下線②につき、以下の通り改めた

ほかは、おおむね第1審を引用して、1審判断を維持して控訴を棄却した。

「Kにおいては…継続的に長時間労働及び睡眠不足の状態にあり、実際の体調としても、…約1カ月にわたって口内炎が治癒しない点で芳しくない状態であったところ…生体防御能を低下させたなかで、ウイルス感染症を発症しウイルス性心筋炎の前駆症状を呈していた。それにもかかわらず、Kは、…過重な労働を続け、睡眠不足も継続したことから、…いっそう生体防御能を低下させ、…急性心筋炎を発症及び劇症化させ、その影響で最終的には死亡するに至ったと認めるのが相当である。そうすると、…継続的な長時間労働及び睡眠不足という事実とKの死亡という結果との間には、前者が後者を招来したことについて高度の蓋然性があることが証明されたと評価できる」³⁾

「Yは、長時間労働及び睡眠不足の状態を認識しながら、それらに全く関心を払わず、Kの負担を軽減させるための措置を一切講じないなど、…Yの注意義務違反行為とKの死亡の間にも相当因果関係があると認められるのが相当である」⁴⁾

ワンポイント解説

1. 過重労働と急性心筋炎発症及び劇症化との因果関係(争点(2))

脳・心臓疾患に関する労災認定については認定基準(次項参照)が発出されているところ、急性心筋炎は、同基準の対象疾病ではない。そのため、本件では争点(2)が主たる争点となった。1審判決は、下線①のように最高裁の判断(東大病院ルンバル事件⁶⁾)を引用しながら、下線②のように、Yが措置を講じていれば「急性心筋炎発症に至らない可能性」があったことを根拠に因果関係を認めた。この点につき、本判決は、1審の下線②につき、下線③のように事実経過を認定した上で、長時間労働等とKの死亡との間に「高度の蓋然性」を認め、さらにYの注意義務違反行為とKの死亡との間の因果関係を認める内容(下線④)に改めた上で、Yらの責任を認めた。本判決は、急性心筋炎が、その発症や劇症化と疲労等との関係につき確立した医学的見解が存しないことを認めながらも、Kの体調等から下線③のように「高度の蓋然性」を認めている。

このような判断手法によった場合には、明確な医学的根拠がなくとも長時間労働とさまざまな疾病発症との間に因果関係が認められることになる可能性がある。いずれにしても、使用者は、労災認定基準の対象疾病か否かを問わず、著しい長時間労働が継続した場合には疾病発症の責任を問われる可能性があることに留意すべきであろう。

2. 脳・心臓疾患の労災認定基準の改正

従来、脳・心臓疾患の労災認定については、従前、平成13年12月に発出された「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」に従って労災認定がなされてきたところ、同基準は本年9月に改正された(令和3年9月14日基発0914第1号)。改正された基準では、勤務時間インターバルが短い業務等を、労働時間以外の負荷要因として追加した上で、従来の発症との関連が強いとされる労働時間⁷⁾に満たない場合でも、これらを考慮して業務等の負荷が強いと評価することが明示された。使用者としては、月の労働時間数のみではなく労働時間以外の負荷の有無についても考慮した上で労務管理をすべきであろう。

- 1) 会社法350条は、「株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定める。
- 2) 会社法429条1項は「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と定める。
- 3) 請求額は、Xら総額で9,834万4,872円である。
- 4) 認容額は、Xら総額で8,430万7,865円である。
- 5) 電通事件 最高裁第2小法廷 平成12年3月24日判決の引用である。
- 6) 最高裁第2小法廷 昭和50年10月24日判決。同判決は、化膿性髄膜炎で入院していた3歳児が快方に向かっている中でルンバルの施術をした後に発作を起こすなどし、その後後遺症が残存したことにつき、ルンバルの施術との間に因果関係を認めた。民事訴訟上の因果関係に関する考え方を示した先例とされる判決である。
- 7) 月100時間または2～6カ月の平均月80時間を超える時間外労働